

市第75号議案

横浜自然観察の森条例の一部改正

横浜自然観察の森条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成30年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜自然観察の森条例の一部を改正する条例

横浜自然観察の森条例（昭和60年10月横浜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「上郷町1,562番地の1」を削り、同条第2項中「及び施設」を削る。

第2条第3号中「育成及び指導」を「推進」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第7条を第18条とし、同条の前に次の9条を加える。

（利用の禁止等）

第9条 指定管理者は、次に掲げる場合においては、自然観察の森を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域又は施設の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 自然観察の森に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
- (2) 自然観察の森の施設の破損その他の事由により利用が危険であると認められる場合
- (3) その他自然観察の森の管理上必要がある場合

（行為の禁止）

第10条 何人も自然観察の森において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、自然観察の森の管理上必要があり、指定管理者又はその指示を受けた者が行うものについては、この限りでない。

- (1) 鳥、獣その他の動物を殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は竹木若しくは植物を傷つけること。
- (3) 区域外から動植物を移入し、又は移植すること。
- (4) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (5) 土地を掘り起こし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。
- (6) 土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (7) 居住すること。
- (8) 工作物を設けること。
- (9) 土石、木材等の物件を堆積すること。
- (10) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) その他自然観察の森の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(行為の制限)

第11条 自然観察の森において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 鳥、獣その他の動物を捕獲すること。
- (2) 植物を採取すること。

- (3) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、自然観察の森の全部又は一部を一時的に独占して使用すること。
- (9) 火気を使用すること。
- (10) その他市長が自然観察の森の管理上特に必要があると認めてあらかじめ指定して禁止する行為

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が自然観察の森の利用に支障を及ぼさないと認められる場合であり、かつ、公益及び風致を害するおそれがないと認められる場合に限り、前2項の許可をすることができる。

4 指定管理者は、第1項又は第2項の許可に自然観察の森の管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第8条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は

、当該許可を取り消し、又は自然観察の森の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第8条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は前条第4項に規定する場合に該当しなくなったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(利用の制限)

第13条 指定管理者は、自然観察の森の利用者が次のいずれかに該当する場合は、入園を拒み、又は退園を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (3) その他自然観察の森の管理上支障があるとき。

(利用料金)

第14条 第8条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、1室1日につき3,000円の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、1日とは、午前9時から午後4時までをいうものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会)

第17条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による自然観察の森の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5条及び第6条を削る。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「第1条第2項の規定により告示した施設のうち、市長が指定した施設を使用しよう」を「自然観察センター内の研修室を利用しよう」に、「市長の」を「指定管理者の」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第8条とする。

2 指定管理者は、前項の許可に自然観察の森の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、自然観察の森の施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、第1項の許可をしないものとする。

(1) 自然観察の森における秩序を乱し、又は公益を害するおそれ

があるとき。

- (2) 自然観察の森の設置の目的に反するとき。
- (3) 自然観察の森の管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

第3条を第4条とし、同条の次に次の3条を加える。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げる自然観察の森の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 自然観察の森の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 自然観察の森の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、自然観察の森の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第17条第1項に規定する横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければ

ればならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる自然観察の森の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

第2条の次に次の1条を加える。

(施設)

第3条 前条に規定する事業を行うため、自然観察の森に次の施設を置く。

- (1) 自然観察センター
- (2) 観察小屋

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第3条を第4条とし、同条の次に3条を加える改正規定（第5条第5項に係る部分に限る。）及び第7条を第18条とし、同条の前に9条を加える改正規定（第17条に係る部分に限る。）は規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜自然観察の森条例の規定に基づく横浜自然観察の森に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は

、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜自然観察の森について指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入する等のため、横浜自然観察の森条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜自然観察の森条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（設置）

第1条 自然環境の中で植物及び昆虫、野鳥等の小動物と触れ合い、これらの観察を通じて自然保護思想の普及及び向上を図るため、横浜自然観察の森（以下「自然観察の森」という。）を横浜市栄区上郷町1,562番地の1に設置する。

2 自然観察の森の区域及び施設は、告示する。

（事業）

第2条 自然観察の森は、次の事業を行う。

（第1号及び第2号省略）

(3) 自然保護活動の推進
育成及び指導に関すること。

(4) その他前3号
前各号に準ずる事業

（施設）

第3条 前条に規定する事業を行うため、自然観察の森に次の施設を置く。

(1) 自然観察センター

(2) 観察小屋

（開園時間等）

第4条 （本文省略）

第3条
（指定管理者の指定等）

第5条 次に掲げる自然観察の森の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行

わせるものとする。

(1) 自然観察の森の施設の利用の許可等に関すること。

(2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。

(3) 自然観察の森の施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、自然観察の森の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第17条第1項に規定する横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（管理の業務の評価）

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる自然観察の森の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用
使用の許可)

- 第8条 自然観察センター内の研修室を利用しよう
第4条 第1条第2項の規定により告示した施設のうち、市長が指
定した施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより
指定管理者の許可を受けなければならない。
市長の
- 2 指定管理者は、前項の許可に自然観察の森の管理上必要な条件
を付けることができる。
- 3 指定管理者は、自然観察の森の施設の利用が次のいずれかに該
当する場合は、第1項の許可をしないものとする。
- (1) 自然観察の森における秩序を乱し、又は公益を害するおそれ
があるとき。
- (2) 自然観察の森の設置の目的に反するとき。
- (3) 自然観察の森の管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(利用の制限)

- 第5条 市長は、自然観察の森の利用者が次のいずれかに該当する
と認めたときは、その利用を拒否し、若しくは制限し、又は退園
を命ずることができる。
- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 自然観察の森の設置の目的から著しく逸脱する行為をし、又
はそのおそれがあるとき。
- (3) その他その利用が自然観察の森の管理上支障があるとき。

(管理委託)

- 第6条 自然観察の森の管理に関する事務のうち、規則で定める事
務は、規則で定める公共的団体に委託する。
(利用の禁止等)

第9条 指定管理者は、次に掲げる場合においては、自然観察の森を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域又は施設の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 自然観察の森に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

(2) 自然観察の森の施設の破損その他の事由により利用が危険であると認められる場合

(3) その他自然観察の森の管理上必要がある場合
(行為の禁止)

第10条 何人も自然観察の森において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、自然観察の森の管理上必要があり、指定管理者又はその指示を受けた者が行うものについては、この限りでない。

(1) 鳥、獣その他の動物を殺傷すること。

(2) 竹木を伐採し、又は竹木若しくは植物を傷つけること。

(3) 区域外から動植物を移入し、又は移植すること。

(4) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。

(5) 土地を掘り起こし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。

(6) 土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。

(7) 居住すること。

(8) 工作物を設けること。

(9) 土石、木材等の物件を堆積すること。

(10) 広告物を掲げ、又は散布すること。

(11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為を

すること。

(12) その他自然観察の森の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(行為の制限)

第11条 自然観察の森において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

(1) 鳥、獣その他の動物を捕獲すること。

(2) 植物を採取すること。

(3) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(4) 興行を行うこと。

(5) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。

(6) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。

(7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(8) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、自然観察の森の全部又は一部を一時的に独占して使用すること。

(9) 火気を使用すること。

(10) その他市長が自然観察の森の管理上特に必要があると認め、あらかじめ指定して禁止する行為

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が自然観察の森の利用に支障を及ぼさないと認められる場合であり、かつ、公益及び風致を害するおそれがないと認められる場合に限り、前2項の許可をすることができる。

4 指定管理者は、第1項又は第2項の許可に自然観察の森の管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第8条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は自然観察の森の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第8条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は前条第4項に規定する場合に該当しなくなったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。

(3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(利用の制限)

第13条 指定管理者は、自然観察の森の利用者が次のいずれかに該当する場合は、入園を拒み、又は退園を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。

(2) 他の利用者に迷惑をかけるおそれがあるとき。

(3) その他自然観察の森の管理上支障があるとき。

(利用料金)

第14条 第8条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者

に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、1室1日につき3,000円の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、1日とは、午前9時から午後4時までをいうものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

（利用料金の減免）

第15条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の不返還）

第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会）

第17条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による自然観察の森の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（委任）

第18条 （本文省略）
第7条

